

添付法令資料 2 :

農地改革の実施の加速に関する2023年10月3日付インドネシア共和国  
大統領規則No. 62 (目次)  
同日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 農地改革計画 (第2条及び第3条)
- 第3章 農地改革のTORA (農地改革対象地) 及び主体
  - 第1節 TORA
    - 第1款 通則 (第4条)
    - 第2款 森林地域からのTORA (第5条ないし第13条)
    - 第3款 非森林地域からのTORA (第14条ないし第17条)
    - 第4款 農地に係る紛争の解決結果からのTORA (第18条)
  - 第2節 農地改革の主体 (第19条ないし第23条)
- 第4章 資産整備 (第24条)
  - 第1節 土地の再分配 (第25条)
    - 第1款 土地の再分配の対象の決定 (第26条ないし第29条)
    - 第2款 土地の再分配の実施 (第30条及び第31条)
  - 第2節 共同調査 (第32条)
  - 第3節 資産の公認 (第33条ないし第38条)
- 第5章 農地に係る紛争の解決
  - 第1節 通則 (第39条)
  - 第2節 農地に係る紛争の種類 (第40条及び第41条)
    - 第1款 森林地域における農地に係る紛争 (第42条)
    - 第2款 非森林地域における農地に係る紛争 (第43条)
    - 第3款 移住地における農地に係る紛争 (第44条)
    - 第4款 国有事業体の土地資産における農地に係る紛争 (第45条及び第46条)
    - 第5款 国有及び地方所有の土地資産における農地に係る紛争 (第47条)
  - 第3節 農地に係る紛争の解決メカニズム (第48条)
    - 第1款 農地に係る紛争の報告／苦情の受理 (第49条及び第50条)
    - 第2款 農地に係る紛争の検証 (第51条)
    - 第3款 農地に係る紛争の解決の勧告 (第52条)
    - 第4款 農地に係る紛争の解決の実施 (第53条)
  - 第4節 国有事業体の資産における農地に係る紛争の解決メカニズム (第54条及び第55条)
- 第6章 アクセス整備の加速 (第56条ないし第59条)
- 第7章 機関
  - 第1節 国家農地改革加速チーム (第60条ないし第63条)

- 第2節 農地改革加速実施チーム（第64条及び第65条）
- 第3節 地方農地改革タスクフォース（第66条ないし第70条）
- 第8章 監視、管理及び報告
  - 第1節 監視及び管理（第71条）
  - 第2節 報告（第72条）
- 第9章 資金調達（第73条）
- 第10章 国民参加（第74条）
- 第11章 経過規定（第75条）
- 第12章 終則（第76条ないし第78条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所